

深谷市空き家利活用改修補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 1 8 日 部長決裁

一部改正 令和 7 年 4 月 2 2 日 部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、空き家の利活用を促すことにより、周辺の生活環境への悪影響を防止し、地域コミュニティの活性化を図るため、深谷市空き家利活用改修補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、深谷市補助金等の交付に関する規則(平成 1 8 年 1 月 1 日規則第 5 9 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 2 6 年法律第 1 2 7 号)第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。ただし、同条第 2 項の規定に基づく特定空家等は除く。

(2) 改修工事等 空き家の住宅機能や居住環境の維持若しくは向上を図るために行う修繕、模様替え、一部改築、増築、減築等の工事で建築基準法その他法令に違反しないものをいう。

(3) 地域活性化の用途 地域の交流やにぎわいの創出を目的として、空き家を交流施設、体験学習施設、教育施設、滞在型体験施設等の用途に供することをいう。

(補助事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次条に規定する補助対象空き家について、地域活性化の用途を目的とする施設として利用するために改修工事等を行う事業で、市長が認める事業とする。

２ 前項に規定する事業については、改修後の建物の全部を１０年間以上継続して利用する事業とする。

（補助対象空き家）

第４条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１） 市内に存し、１年以上使用のない状態であるもの。

（２） 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

ア 建築の着工日が昭和５６年６月１日以降のものであること。

イ 昭和５６年５月３１日以前に着工された建築物のうち、実績報告時に耐震性が確保されていることを証する書類が提出できるもの。

（３） 公共事業による移転、建替え等の補償対象となっていないこと。

（補助対象者）

第５条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１） 補助対象空き家の所有権を有する者、または第３条に規定する補助事業を実施することについて所有者の承諾を受けた借受人である者。

（２） 市税に滞納がないこと。

（３） 深谷市暴力団排除条例（平成２４年深谷市条例第２号）第２条に規定する暴力団及び暴力団員でない者。

（補助対象工事）

第６条 補助対象工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１） 第１１条第２項に規定する交付決定通知書を受けた日以後に施工する工事であること。

（２） 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に基づく建設業の許可を受けた法人又は個人ものが施工する工事であること。

ただし、請負金額が 5 0 0 万円未満の工事はこの限りではない。

（補助対象経費）

第 7 条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たり対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する経費（消費税及び地方消費税の額は除く。）のうち、次の各号に掲げるものとする。

- （１） 台所、浴室、洗面台又は便所の改修工事に要する経費
- （２） 給排水、電気又はガス設備の改修工事に要する経費
- （３） 屋根又は外壁等の外装の改修工事に要する経費
- （４） 壁紙の張替え等の内装の改修工事に要する経費
- （５） 改築工事に要する経費
- （６） 門、塀その他空き家の外構の改修工事に要する経費
- （７） その他市長が必要と認める工事に要する経費
- （８） 前各号に掲げる工事について、国またはほかの地方公共団体からこの補助金と同種類の補助金、助成金等の交付を受けていない工事に要する経費。

（補助金額）

第 8 条 補助金額は、補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額とし、2 0 0 万円を上限とする。この場合において 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第 9 条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、深谷市空き家利活用改修補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- （１） 誓約書兼同意書（様式第 2 号）
- （２） 補助対象空き家の位置図
- （３） 補助対象空き家の全体及び補助対象工事予定箇所の現況写真

（申請日から 1 か月以内に撮影し、撮影日の記載があるもの）

（４）建物及び土地の不動産登記事項証明書（申請日前 1 か月以内に発行されたものに限る。）またはその写し

（５）補助対象工事施工予定の事業者に係る建設業法に規定する許可または登録を受けたことを証する書類の写し

（６）補助対象工事の見積書（補助対象工事の見積書（費用の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、補助対象工事を行う予定の事業者の押印があるものに限る。）の写し。

（７）補助対象工事を施工するに当たり建築基準法の規定により建築物の建築等に関する申請及び確認が必要な場合は、同法第 6 条又は第 6 条の 2 による確認済証の写し

（８）補助対象空き家の電気、水道又はガスの使用中止日が確認できるもの

（９）承諾書（様式第 3 号）及び賃貸借契約書の写し（申請者が補助対象空き家の賃借人の場合）

（１０）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付申請の制限）

第 10 条 補助金の交付申請回数は、同一の補助対象空き家について 1 回限りとする。

（交付の決定）

第 11 条 市長は予算の範囲内において補助金の交付を決定（以下、交付の決定）する。

2 市長は、第 9 条の規定による申請があったときは、補助金の交付可否を決定し、深谷市空き家利活用改修補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をするときは、必要に応じて条件を付することができる。

（補助対象工事の内容の変更等）

第 1 2 条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事の内容を変更し、または補助対象工事を中止しようとするときは、遅滞なく深谷市空き家利活用改修補助金補助対象工事内容等変更（中止）承認申請書（様式第 5 号）に市長が別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを承認したときは、深谷市空き家利活用改修補助金補助対象工事内容等変更（中止）承認通知書（様式第 6 号）により交付決定者に通知しなければならない。

3 市長は、前項の規定による承認をするときは、必要に応じて交付決定の内容を変更することができる。

（補助対象工事の完了報告）

第 1 3 条 交付決定者は、補助対象工事が完了した日から 1 か月以内に、深谷市空き家利活用改修補助金補助対象工事完了報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（1） 補助対象工事の請負契約書の写し

（2） 補助対象工事に要した費用に係る領収書及び内訳の明細を示す書類の写し

（3） 補助対象工事を行った箇所の施工前、施工中及び施工後の写真

（4） 建築基準法の規定により建築物の建築等に関する申請及び確認が必要な工事を実施した場合は、同法第 7 条又は第 7 条の 2 の規定による検査済証の写し

（5） 第 4 条（2）イに該当する場合は、耐震診断結果報告書の写し、その他これに準ずるもの

（6） リフォーム後の補助対象空き家の管理に係る契約書等の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、天候の悪化その他の工事が遅延するやむを得ない事情があると特に認めるときは、前項に規定する期間を延長することができる。

(補助金の額の確定)

第 1 4 条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定するとともに、深谷市空き家利活用改修補助金交付額確定通知書（様式第 8 号）により交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第 1 5 条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、深谷市空き家利活用改修補助金交付請求書（様式第 9 号）により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(報告書の提出)

第 1 6 条 交付決定者は、補助対象工事が終了した年度の翌年度から起算して 1 0 年間は、毎年度当初に前年度の活動状況報告書（様式第 1 0 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付決定者に対して、補助事業の事業期間内における実施状況を検査または調査することができる。

3 前 2 項の規定による報告、検査または調査において、建物の用途の変更が認められる場合は、第 1 2 条の規定を準用する。

(補助金の交付決定の取消し)

第 1 7 条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、深谷市空き

家利活用改修補助金交付決定取消等通知書（様式第 1 1 号）により交付決定者に通知するものとする。

（１） 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

（２） 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

（３） 補助対象工事が申請日の属する年度内に完了しないとき。

（４） 第 1 2 条に規定する変更又は中止があったとき。

（５） その他市長が不適當と認めたとき。

2 交付決定者は、深谷市空き家利活用改修補助金交付返還請求書（様式第 1 2 号）により補助金の全部又は一部の返還を命ぜられたときは、市長が別に定める期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（書類の保管）

第 1 8 条 交付決定者は、補助対象工事、交付決定通知書その他補助金の交付に関する書類を当該補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の初日から起算して 1 0 年間保管しなければならない。

（その他）

第 1 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第 1 1 条の規定による交付の決定を受けたものについては、第 1 2 条から第 1 8 条までの規定は、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 2 2 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。